

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 参照条文 目次

○ <u>地方交付税法 e-Gov 法令検索</u> (抄)	1
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号） （抄）	2
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号） （抄）	6

昭和二十五年法律第二百十一号

地方交付税法

（基準財政需要額の算定方法）

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

（減額し、又は返還された交付税の額の措置）

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

- 2** 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌々年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)(抄)

附 則

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還基金費	人口 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	円 一人につき 九五〇 千円につき 二
市町村	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還基金費	人口 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	円 一人につき 九五〇 千円につき 二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
------	---------------	------

一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を	千円

	改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一	
--	---	--

	項の規定により令和二年 度から令和四年度までの 各年度において起こすこ とができることとされた 地方債の額 (8) 地方財政法第三十三条の 五の二第一項の規定によ り令和五年度において起 こすことができることと された地方債の額	
--	--	--

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七十一号)(抄)

附 則

(臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入)

第二条 令和六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 臨時経済対策費	人口	円 一人につき 一、〇一〇
	二 給与改定費	人口	一人につき 一、七七〇
	三 臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき 四
市町村	一 臨時経済対策費	人口	円 一人につき 一、〇一〇
	二 給与改定費	人口	一人につき 一、五〇〇
	三 臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき 四

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その

数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとさ	千円

	れた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定に	
--	---	--

	よる改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度及び令和六年度において起こすことができることとされた地方債の額	
--	---	--